

職員の安全に係る行動規範

- 一、一致協力して輸送の安全の確保に努める。
- 一、輸送の安全に関する法令及び関連する規程をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行する。
- 一、常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努める。
- 一、職務の実施に当たり、推測に頼らず確認の励行に努め、疑義のある時は最も安全と思われる取り扱いをする。
- 一、事故・災害等が発生したときは、人命救助を最優先に行動し、すみやかに安全適切な処置をとる。
- 一、情報は漏れなく迅速、正確に伝え、透明性を確保する。
- 一、常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦する。

平成二十四年四月

京都市公営企業管理者交通局長

西村 隆